

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告が必要な方

清須市

令和8年1月1日現在、清須市に住民登録している方

ただし、次の方は申告書を提出する必要はありません。

- 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する(した)方
- 収入が給与収入のみ(又は公的年金等の収入のみ)で、支払先から清須市に給与支払報告書(又は公的年金等支払報告書)が提出されている方
※収入が給与又は公的年金等のみで、源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除等)を受ける場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。
- 上場株式等の配当等及び上場株式等の譲渡所得において、その全てが支払い時に配当割及び株式譲渡所得割が源泉徴収されている所得であり、またその所得を申告しないことを選択した方のうち、(2)に該当する方。

令和7年中に収入がなかった方や非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみであった方でも、医療・福祉・保育などのサービスにかかる判定、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や軽減の判定、所得・課税証明書発行等の資料となりますので、市民税・県民税申告書を提出してください。※所得がない場合は、申告書裏面の「◎所得がなかった方の記載欄」も記入の上、提出してください。

申告書を提出する際に必要なもの

- 記入済みの申告書
- 本人確認書類(個人番号確認書類及び身元確認書類)
※申告書の個人番号欄に個人番号の記入が必要となります。個人番号を確認するためマイナンバーカードや通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り)、マイナンバーの記載のある住民票の写しの提示が必要です。(マイナンバーカード以外の場合は、併せて運転免許証などの本人確認書類を提示)また、扶養親族の個人番号の記入も必要となります。
- 令和7年中の収入や控除等がわかるもの
(例) 給与所得・年金所得 …源泉徴収票
その他の所得 …収入金額や必要経費がわかる書類
雑損控除 …災害による損失や補てんの金額がわかるもの等
医療費控除 …医療費控除の明細書
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) …セルフメディケーション税制の明細書
社会保険料控除 …控除証明書、領収書の写し等
生命保険料・地震保険料控除 …控除証明書
障害者控除 …障害者手帳の等級などがわかる部分の写し、障害者控除対象者認定書
勤労学生控除 …学生証の写し
寄附金控除 …寄附金の受領書等

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必須です。(領収書での申告はできません。)

控除額の計算方法

◆生命保険料控除額の計算方法(1円未満の端数は切り上げて計算してください。)

新契約(平成24年1月1日以後の契約)		旧契約(平成23年12月31日以前の契約)	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	15,000円超～40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	40,000円超～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
56,000円超～	28,000円(上限)	70,000円超～	35,000円(上限)
※一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険に適用 ※3種類の控除の合計上限額は70,000円		※一般生命保険・個人年金保険に適用 ※2種類の控除の合計上限額は70,000円	

新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ「新契約に基づく控除額」及び「旧契約に基づく控除額」の金額の合計額(上限28,000円)になります。なお、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計適用上限額は70,000円となります。

◆地震保険料控除額の計算方法(1円未満の端数は切り上げて計算してください。)

1 地震保険料控除		2 長期損害保険契約に係るもの	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
50,000円以下	支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料の全額
50,000円超～	25,000円(上限)	5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
		15,000円超～	10,000円(上限)

◎1、2両方がある場合は、1、2それぞれの方法で計算した金額の合計額(上限25,000円)

◆配偶者控除額(配偶者が70歳以上(S31.1.1以前生まれ)の場合は老人控除対象配偶者)

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円

◆配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超～100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
100万円超～105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
105万円超～110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
110万円超～115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
115万円超～120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
120万円超～125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
125万円超～130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
130万円超～133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
133万円超	0円	0円	0円

◆特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	450,000円
95万円超～100万円以下	410,000円
100万円超～105万円以下	310,000円
105万円超～110万円以下	210,000円
110万円超～115万円以下	110,000円
115万円超～120万円以下	60,000円
120万円超～123万円以下	30,000円

◆基礎控除額

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超～2,450万円以下	290,000円
2,450万円超～2,500万円以下	150,000円
2,500万円超～	0円

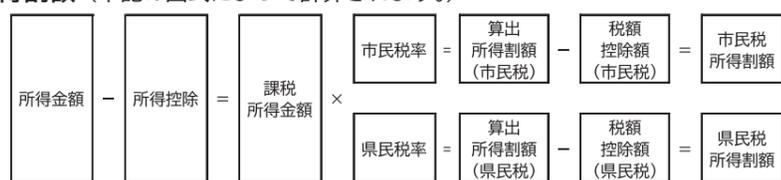
税額の計算方法(税額=均等割額+所得割額)

◆均等割額(所得金額の多少にかかわらず、一定額を納めていただく税額です。)

金額	市民税均等割	県民税均等割	合計
	3,000円	1,500円	4,500円

- ・市民税の均等割には、あいち森と緑づくり税が含まれています。
- ・個人住民税均等割と併せて、森林環境税(国税)が一人年額1,000円課税されます。

◆所得割額(下記の図式によって計算されます。)



・課税所得金額は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨てとなります。

【寄附金控除を受けられる方へ】

寄附金控除を受けるには、市民税・県民税申告書の裏面「寄附金に関する事項」欄に寄附金額を記入し、寄附金の受領書等を添付してください。

△ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方でも、市民税・県民税申告書を提出すると特例が適用できなくなりますので、ふるさと納税の寄附金額もあわせて申告してください。

◆市民税・県民税所得割の税率(速算表)

総所得			分離譲渡所得		
区分	市民税	県民税	区分	市民税	県民税
課税総所得金額	課税総所得金額×6%	課税総所得金額×4%	一般課税短期譲渡所得金額	課税短期譲渡所得金額×5.4%	課税短期譲渡所得金額×3.6%
株式等の譲渡所得					
上場株式等	課税譲渡所得金額等×3%	課税譲渡所得金額等×2%	一般課税長期譲渡所得金額	課税長期譲渡所得金額×3%	課税長期譲渡所得金額×2%
一般株式等	課税譲渡所得金額等×3%	課税譲渡所得金額等×2%			

◎市民税・県民税申告についてわからないこと、詳しいことは清須市税務課市民税係へお尋ねください。

◎税制改正により変更がある場合がありますので、ご了承ください。

(令和7年12月作成)

〈郵送で提出する場合〉

- ◆申告書に記入漏れがないことを確認し、上記申告書を提出する際に必要なもの(2)の写し及び(3)を同封してください。
- ◆後日、申告書の内容などについて問い合わせをする場合がありますので、日中にご連絡がつく電話番号をご記入ください。
- ◆申告書の控えが必要な方は、返信用封筒(宛名を記載し切手を貼ったもの)を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は、控えの返送ができませんのでご注意ください。

全て記入済みの申告書は、申告受付期間中(令和8年2月16日(月)～3月16日(月))、税務課(北館2階)、西枇杷島・清洲・春日の各市民サービスセンターに設置の投函箱にて提出できます。

令和8年度分の **個人住民税から電子申告がスタート!**
eTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます **LTA** 地方税共同機構



住民税申告
電子化特設
ページ

令和8年1月よりマイナンバーカードを利用した市・県民税の電子申告ができるようになりました。
24時間365日(システムメンテナンス時間を除く)利用可能です。

申告書の送付先・お問い合わせ先

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所 税務課 市民税係
【電話】052-400-2911(代表) 【FAX】052-400-2963(代表) 【E-mail】zeimu@city.kiyosu.lg.jp

⑬社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合に控除が受けられます。 ※国民年金保険料を申告する場合、支払った保険料の額の証明書を添付又は提示してください。	控除額															
⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、又は地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除が受けられます。	支払額															
⑮生命保険料控除	あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約に係る保険料、介護医療保険契約に係る保険料、個人年金保険契約に係る保険料（いわゆる契約者配当金を除く）を支払った場合に控除が受けられます。	4 ページ参照															
⑯地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）を支払った場合に控除が受けられます。																
⑰寡婦控除	「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合に控除が受けられます。 ①合計所得金額が 500 万円以下であること。 ②以下のいずれかに該当すること。 ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	26 万円															
⑱ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合に控除が受けられます。 ①合計所得金額が 500 万円以下であること。 ②総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子がいること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	30 万円															
⑲勤労学生控除	大学、高等学校、盲学校、養護学校等の生徒等で、前年の合計所得金額が 85 万円以下、かつ、自己の勤労によらない所得（配当、利子、不動産など）が 10 万円以下である場合に控除が受けられます。	26 万円															
⑳障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合に控除が受けられます。 ※扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族についても適用されます。																
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td>●身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方</td> </tr> <tr> <td>●精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別障害者</td> <td>●65 歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など</td> </tr> <tr> <td>●障害者のうち、次の特に重度の障害のある方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●重度の知的障害者と判定された方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方</td> </tr> </table> <p>※右の（ ）内は特別障害者が同居の場合</p>	障害者	●身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方	●精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方	特別障害者	●65 歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など	●障害者のうち、次の特に重度の障害のある方		●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方		●精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている方		●重度の知的障害者と判定された方		●いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方		●精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
障害者	●身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方																
	●精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方																
特別障害者	●65 歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など																
	●障害者のうち、次の特に重度の障害のある方																
	●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方																
	●精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている方																
	●重度の知的障害者と判定された方																
	●いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方																
	●精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方																
㉑配偶者控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、令和 7 年 12 月 31 日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする配偶者（事業専従者及び内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が 58 万円以下の場合に控除が受けられます。 （配偶者の年齢が 70 歳以上の場合は老人控除対象配偶者となります）	4 ページ参照															
㉒配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、令和 7 年 12 月 31 日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする配偶者（事業専従者及び内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が 58 万円超 133 万円以下の場合に控除が受けられます。																
㉓扶養控除	令和 7 年 12 月 31 日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする親族（配偶者、事業専従者を除く）などの前年中の合計所得金額が 58 万円以下の場合に控除が受けられます。 ※生計を一にする親族が国外居住者である場合は、別途要件があります。																
	一般の控除 対象扶養親族	年齢 16 歳以上 19 歳未満の方（平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までに生まれた方）、もしくは年齢 23 歳以上 70 歳未満の方（昭和 31 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日までに生まれた方）	33 万円														
	特定扶養親族	年齢 19 歳以上 23 歳未満の方（平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までの間に生まれた方）	45 万円														
	老人扶養親族	年齢 70 歳以上の方（昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた方）	38 万円														
	同居老親等 扶養親族	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかと同居している方	45 万円														
※16 歳未満の扶養親族は扶養控除対象外ですが、必ずご記入ください。																	
㉔特定親族特別控除	令和 7 年 12 月 31 日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、事業専従者を除く）などの前年中の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の場合に控除が受けられます。	4 ページ参照															

令和 8 年度分 市 民 税 申 告 書

整理番号	
種業又は職業	
電話番号	
現住所	
1月1日現在の住所	
フリガナ	
氏名	
個人番号	
生年月日	
世帯主の氏名	
続柄	
明・大・昭 平・令	

提出年月日 年 月 日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
⑯ 地震保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
⑰ 寡婦控除	合計		円
⑱ ひとり親控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
⑲ 勤労学生控除	介護医療保険料の計		円
⑳ 障害者控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	障害の程度	円
㉒ 配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	障害の程度	円
㉓ 扶養親族特別控除	氏名	障害の程度	円
㉔ 特定親族特別控除	氏名	障害の程度	円
㉕ 雑損控除	氏名	雑損の金額	円
㉖ 医療費控除	氏名	支払った医療費等	円

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和 8 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法
 給与から差し引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

㉕基礎控除	あなたの合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に控除が受けられます。	4 ページ参照
㉖雑損控除	令和 7 年中に災害や盗難、横領などがあった場合は、雑損控除が受けられる場合があります。 控除額の計算は①と②のいずれか多い金額です。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計の 10%) ②災害関連支出の金額－5 万円 ※この控除を受ける場合、控除に関する明細書等の添付が必要です。	
㉗医療費控除	あなた自身や配偶者、生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合に控除が受けられます。（セルフメディケーション税制との選択適用になります。） 控除額＝支払った医療費－保険金等の補てん額－（「10 万円」又は「総所得金額×5%」のいずれか少ない方の金額） （ただし、医療費控除額が 200 万円より多いときは 200 万円を限度とします。） ◎この控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。	
㉘医療費控除（セルフメディケーション税制）	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っている方が、令和 7 年中にあなた自身や配偶者、生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除を受けることができます。（この特例は、従来の医療費控除との選択適用になります。） 控除額＝支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等の補てん額－1 万 2 千円 （ただし、この場合の医療費控除額は 8 万 8 千円を限度とします。） ◎この控除を受ける場合には、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。	

①営業等所得	販売製造、修理、飲食店、建設業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得や、弁護士、医師、外交員、大工などの自由職業から生ずる所得をいいます。（収入金額－必要経費）														
②農業所得	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得をいいます。（収入金額－必要経費）														
③不動産所得	土地や建物、不動産の上に存する権利などの貸付けから生ずる所得をいいます。（収入金額－必要経費）														
④利子所得	公社債、預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配による所得をいいます（源泉分離課税されるものを除く）。														
⑤配当所得	株式又は出資の配当による所得をいいます。 なお、特定口座の源泉徴収口座を利用した上場株式等に係る配当等（大口株主等は除く）については、配当割が 5%源泉徴収されますので申告の必要はありません。ただし、その際の税額計算では、各種所得控除等が適用されませんので、それらを適用させたい場合には、総合課税が申告分離課税のいずれかを選択して申告する必要があります。申告分離課税を選択する場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。														
⑥給与所得	<table border="1"> <tr> <th>給与等の収入金額（円）</th> <th>給与所得金額（円）（1 円未満切捨て）</th> </tr> <tr> <td>0～650,999</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>651,000～1,899,999</td> <td>収入金額－650,000</td> </tr> <tr> <td>1,900,000～3,599,999</td> <td>(A)×2.8－80,000</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999</td> <td>(A)×3.2－440,000</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999</td> <td>収入金額×0.9－1,100,000</td> </tr> <tr> <td>8,500,000～</td> <td>収入金額－1,950,000</td> </tr> </table>	給与等の収入金額（円）	給与所得金額（円）（1 円未満切捨て）	0～650,999	0	651,000～1,899,999	収入金額－650,000	1,900,000～3,599,999	(A)×2.8－80,000	3,600,000～6,599,999	(A)×3.2－440,000	6,600,000～8,499,999	収入金額×0.9－1,100,000	8,500,000～	収入金額－1,950,000
	給与等の収入金額（円）	給与所得金額（円）（1 円未満切捨て）													
0～650,999	0														
651,000～1,899,999	収入金額－650,000														
1,900,000～3,599,999	(A)×2.8－80,000														
3,600,000～6,599,999	(A)×3.2－440,000														
6,600,000～8,499,999	収入金額×0.9－1,100,000														
8,500,000～	収入金額－1,950,000														
<p>【所得金額調整控除】 次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、給与等所得から所得金額調整控除が控除されます。 (1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。</p>															
(1)	あなたの給与等の収入金額が 850 万円を超え、あなた、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は 23 歳未満の扶養親族がいる場合 所得金額調整控除額(1 円未満切上げ)＝(給与等の収入金額－850 万円)×10% (最大 15 万円) ※給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円で計算														
(2)	あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合 所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額※＋公的年金等の雑所得の金額※)－10 万円 (最大 10 万円) ※それぞれ 10 万円を超える場合は 10 万円で計算														
⑦雑所得（公的年金等）	国民年金、厚生年金、恩給などの所得をいいます。なお、遺族年金、障害年金は所得に含まれません。公的年金等の雑所得の計算は以下のとおりです。														
受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得金額(円) (1 円未満切捨て)													
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額													
65 歳以上 S36.1.1 以前 生まれ	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超												
	～3,299,999	(A)－1,100,000	(A)－1,000,000	(A)－900,000											
	3,300,000～4,099,999	(A)×75%－275,000	(A)×75%－175,000	(A)×75%－75,000											
	4,100,000～7,699,999	(A)×85%－685,000	(A)×85%－585,000	(A)×85%－485,000											
	7,700,000～10,000,000	(A)×95%－1,455,000	(A)×95%－1,355,000	(A)×95%－1,255,000											
65 歳未満 S36.1.2 以後 生まれ	～1,299,999	(A)－600,000	(A)－500,000	(A)－400,000											
	1,300,000～4,099,999	(A)×75%－275,000	(A)×75%－175,000	(A)×75%－75,000											
	4,100,000～7,699,999	(A)×85%－685,000	(A)×85%－585,000	(A)×85%－485,000											
	7,700,000～9,999,999	(A)×95%－1,455,000	(A)×95%－1,355,000	(A)×95%－1,255,000											
	10,000,000～	(A)－1,955,000	(A)－1,855,000	(A)－1,755,000											
⑧雑所得（業務）	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得をいいます。（収入金額－必要経費）														
⑨雑所得（その他）	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記雑所得以外のものによる所得をいいます。（収入金額－必要経費）														
⑩総合課税の譲渡所得	土地、建物等以外の資産の譲渡による所得をいい、具体的には、書画、貴金属、骨とう品等（商品、製品等のたな卸資産は除かれます。）の譲渡をいいます。特別控除額は最高 50 万円です。														
⑪一時所得	法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当せん金品、競輪の払戻金、生命保険契約に基づく一時金や損害保険の満期返戻金などの一時的な所得をいいます。特別控除額は最高 50 万円です。														